

平成 31 年度



# 学校基本調査の手引

— 学 校 調 査 —

(学 校 用)

各 種 学 校

ま え が き

学校基本調査は、我が国の学校教育に関する最も重要な調査の一つで、基幹統計を作成するための調査であり、昭和23年から毎年実施しています。幼稚園から大学まで全国すべての学校を対象に、その学校数、学級数、在学者数、教職員数、卒業後の状況、施設、経費等の基本的事項についてもれなく調査されます。

この「手引」は、各種学校の調査票作成者のために作成したものです。「手引」の説明を熟読して、本調査の意義及び重要性について十分理解の上、所定の調査票を正確に記入・作成してくださるようお願いいたします。



## ◎ 本年度調査の変更点

なし

学校基本調査に関する情報は文部科学省ホームページ (<http://www.mext.go.jp>) で御覧いただけます。

**文部科学省トップページ** > **「白書・統計・出版物」** > **「統計情報」** > **「学校基本調査」**

◆調査結果の公表について

8月上旬・・・速報

12月下旬・・・報告書

上記学校基本調査のページの**「結果の概要」**及び**「年次統計・統計表一覧」**で閲覧できます。

◆手引・調査票等のダウンロード

上記学校基本調査のページの**「平成31年度学校基本調査について」**で閲覧できます。

◆調査項目の定義に関する参考資料（よくある質問）

上記学校基本調査のページで**「質疑応答集（初等中等教育機関，専修学校・各種学校編）」**を閲覧できます。

- ・この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象である学校や法人等のみなさまには、統計法に基づく報告義務があり、虚偽報告については罰則があります。
- ・この調査の実施に当たって、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや、関係者の方々に質問を行うことがあります。

## 目 次

I 学校基本調査の概要	2
II 調査票の配布, 提出方法	2
III 調査票の作成要領	4
・ 調査票記入後の確認事項	7
IV オンライン調査システムの使用手引 (学校用)	8
I オンライン調査システムの概要	8
II オンライン調査システムの使用方法	9
1 ログインの方法	9
2 電子調査票の取得	15
3 電子調査票の入力	17
4 エラーチェック・回答送信	20
5 データの保存, 送信確認	23
6 送信内容の確認, 修正	24
回答データの送信ができない場合の対処方法	27
電子調査票のページ構成	28
III Q&A (よくあるお問い合わせ)	29
調査票様式	33
学科コード表	34
問合せ先	

学校調査の調査項目の説明・定義については、こちら。

各調査項目で必ず確認していただきたいチェックポイントはこちら。

オンライン調査システムの利用方法を分かりやすくまとめています。ログインの方法, 調査票ダウンロードの方法など。

オンライン調査システムについての質問はこちら。よくあるお問い合わせをまとめています。

オンライン調査システムについての問合せ先などはこちら。

## I 学校基本調査の概要

- 1 学校基本調査は、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校等、全国すべての学校を対象とし、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とした基幹統計調査であり、文部科学省が毎年実施しています。
- 2 基幹統計とは、国勢調査等、行政機関が実施する重要な調査で、統計法（平成 19 年法律第 53 号）により定められています。
- 3 調査の結果は次のように利用されています。
  - (1) 教育行政上、必要な法規の作成のための国会・議会等の参考資料及び当面の教育諸問題の検討、学校の設置・廃止等具体的な教育行政施策の検討・策定のための基礎資料
  - (2) 国から地方公共団体に交付する地方交付税の算定及び教職員の給与、その他教育上必要な諸経費、補助金等の算定のための基礎数値
  - (3) その他、一般の行政資料及び民間企業等における資料
- 4 全国の学校の概況がこの調査によって把握され、まとめられた結果は「学校基本統計（学校基本調査報告書）」等の刊行物やインターネット上で文部科学省総合教育政策局調査企画課が公表します。
- 5 調査票は原則として「統計の作成」以外には使用しません。文部科学省及び都道府県の関係職員が調査票を一般に閲覧させることはありません。

## II 調査票の配布、提出方法

1. 調査票が配布される学校
  - (1) この調査票が配布される学校は、学校教育法第 134 条第 1 項に規定する次の学校(及び課程)です。
    - ① 国立の学校…国立大学附属の各種学校
    - ② 公立の学校…職業能力開発促進法、農業改良助長法等他の法律の規定により設置された職業訓練機関以外の学校
    - ③ 私立の学校…学校教育法第 134 条第 1 項に規定する各種学校として都道府県知事の認可を受けている学校
  - (2) 通信教育の課程(社会教育法により認可されている。)は、調査の対象外とします。
2. 調査票の提出等
  - (1) オンライン調査システムによる提出の場合

### 調査書類の配布

「調査の手引」、調査対象者 ID 等、システム利用に必要な書類が「調査書類の配布系統」に従って配布されますので、配布された ID 等を用いてシステムにログイン後、「電子調査票」をダウンロードしてください。詳しい使用方法については、8 ページ以降を参照ください。

なお、本手引は文部科学省のホームページからダウンロードすることができます。

文部科学省トップページ (<http://www.mext.go.jp>) → 「白書・統計・出版物」

→ 「統計情報」 → 「学校基本調査」 → 「平成 31 年度学校基本調査について」

### 調査票の提出

報告者，調査期日，作成単位，提出期日等は，下記の表のとおりです。電子調査票に調査データを入力し，回答データの送信をもって調査票の提出となります。

#### (調査書類の配布系統)

公立の学校	都道府県又は市町村	→	各公立学校
私立の学校	都道府県又は市町村	→	各私立学校

#### (2) 紙の調査票による提出の場合

学校調査票の配布，作成，提出先，提出期日等については，次の表のとおりです。

区 分	公 立 学 校	私 立 学 校
配布部数	調査票の作成単位ごとに4部	
配布経路	都道府県又は市町村	市町村
報告者	校 長	
調査期日	5 月 1 日	
作成単位	本校・分校別	
提出部数	3 部	
提出先	都道府県立—都道府県へ 市町村立—市町村へ	市町村へ
提出期日	都道府県知事又は市町村長の定める日	

(注) 公私立学校の場合，都道府県によっては，調査書類の配布，収集の系統等を変更している場合があります。提出方法は，都道府県又は市町村の統計主管課の指示に従ってください。

### Ⅲ 調査票の作成要領

調査票の作成に当たっては、以下の説明により正確に記入してください。

#### 1. 数字の記入方法等

- (1) 調査票の各欄に数字を記入する際は、各欄の枠目の右側につめて記入します。例えば 

--	--

 の欄に「35」と記入する場合は、

3	5
---	---

 のように記入します。また、該当する数値がない場合は、空欄のままとし、「0」は記入しません。
- (2) 数字は1桁ごとに1字ずつ、ていねいに記入し、枠目からはみ出さないようにしてください。
- (3) 各調査事項の欄外 

※				
1	0	1	0	

 は、電算処理のために必要なものですので、調査内容と直接の関係はありません。
- (4) その他、都道府県から指示があった場合には、その指示に従って調査票を作成してください。

#### 2. 「都道府県番号」及び「学校調査番号」は次の方法により必ず記入してください。

##### (1) 「都道府県番号」

調査票の欄外にある「都道府県番号」欄の記入は、次の「都道府県番号一覧表」により行ってください。

都道府県番号一覧表

番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名
01	北海道	08	茨城	15	新潟	22	静岡	29	奈良	36	徳島	43	熊本
02	青森	09	栃木	16	富山	23	愛知	30	和歌山	37	香川	44	大分
03	岩手	10	群馬	17	石川	24	三重	31	鳥取	38	愛媛	45	宮崎
04	宮城	11	埼玉	18	福井	25	滋賀	32	島根	39	高知	46	鹿児島
05	秋田	12	千葉	19	山梨	26	京都	33	岡山	40	福岡	47	沖縄
06	山形	13	東京	20	長野	27	大阪	34	広島	41	佐賀		
07	福島	14	神奈川	21	岐阜	28	兵庫	35	山口	42	長崎		

##### (2) 「学校調査番号」

欄外にあるこの欄には、都道府県から通知された「学校調査番号」を記入します。例えば、4番の場合は「0004」、24番の場合は「0024」、124番の場合は「0124」と記入します。特別に番号変更の通知がない場合は、前年度と同番号です。

#### <廃校になった学校について>

平成30年5月2日から平成31年5月1日までの間に廃校になった学校についても、調査票の提出が必要です！

○学校調査票 → 「本校分校別」欄を「3」にし、欄外の余白（電子調査票の場合は、メモ欄）に「廃校」とその「年月日」を朱書して（電子調査票の場合は黒字で可）提出してください。また、前年度調査の項目（「7 課程名・課程別生徒数、入学者数及び卒業生数」のうち「生徒数」及び「入学者数」を除く調査項目）に記入漏れがないか、確認してください。

○学校施設調査票 → 提出の必要はありません。

### 3. 調査事項の説明

- 3 設置者別 } 該当する項の番号を、左下の枠目に記入します。  
4 本校分校別 }

「設置者別」欄の「準学校法人」とは、私立学校法第64条第4項の規定による専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人をいいます。(これらの法人は学校法人と称していても「学校法人」とせず「準学校法人」とします。)

また、一般財団法人立及び公益財団法人立は、「33 財団法人立」を、一般社団法人立及び公益社団法人立は、「34 社団法人立」を記入してください。

### 5 教員数

① 本務、兼務の区別は、原則として辞令面によります。

※公立学校において、再任用制度により採用された教員は、常時勤務する教員については本務とし、短時間勤務する教員については兼務とします。

なお、学校が直接雇用しない、委託契約企業から派遣されている者等は計上しません。

② 辞令面ではっきりしない場合は、俸給(給料又はこれらに相当するものを含む。)を支給されている学校を本務とし、それ以外は兼務とします(2校以上から俸給を支給されている場合は、支給額の多い方を本務とします。俸給が同額又は一括支給されている場合は、授業時数の多い方を本務とします。)

ただし、本校と分校の両方に勤務する教員は、主として勤務する方にのみ記入します(はっきりしない場合は、本校の調査票に記入します。)

③ 本務者には休職者を含めるが、兼務者には含めません。

④ 非常勤の講師は兼務者として扱います。

### 6 職員数(本務者のみ)

すべて辞令面により、本務者のみ記入する。本務者の定義は、教員の場合に準じます。

なお、学校が直接雇用しない、委託契約企業から派遣されている者等は計上しません。

### 7 課程名・課程別生徒数、入学者数及び卒業生数

①この欄には、実際に認可を受け又は届出をしている課程(したがって、学則に記載されているもの。)のうち、在学者のいる課程、入学者のいる課程、前年度間に卒業者のあった課程について記入します。5月1日現在、課程の設置はあるが生徒が在籍していない場合には、修業年限に応じて「生徒数」の「修業年限1年未満の課程」もしくは「修業年限1年以上の課程」に「N」を記入します。設置はされていないが、前年度間に卒業者がいるため課程としての回答が必要な場合は、「生徒数」は空欄とします。

\* 「N」を入力する場合：設置されている(廃止になっていない)が、在籍生徒がない課程

→ (例) 募集停止中で在籍者がいない課程、廃止手続きが完了していない課程

\* 空欄にする場合：設置されていない(廃止になった)が、回答が必要な課程

→ (例) 廃止になったが前年度間の卒業生を記入する必要がある課程

②課程別生徒数は、1つの課程として認可を受け又は届出をしているものがいくつかの学科やコースに分かれていても1課程にまとめて記入し、それぞれのコース等の修業年限が異なっている場合は各コース等の修業年限区分に応じて記入します。

→ (例) 本科1年, 研究科6か月, 速成科3か月等にわかれている場合は, 本科の生徒数は, 「修業年限1年以上の課程」の欄に, 研究科及び速成科の生徒数は「修業年限1年未満の課程」の欄にそれぞれ記入し, 入学者数及び卒業生数はまとめて記入します。

③ 同名称(同内容)の課程が昼と夜にある場合は, 昼間の生徒数を「計のうち昼の課程の生徒数」に再掲します。

④ 2以上の課程を併修している生徒は, それぞれの課程に記入します。したがって, このような生徒がいる場合は, 「計」は延数となります。

## 8 「7」の入学者のうち就業している者の数(再掲)

「就業している者」とは, 会社, 工場, 商店, 官公庁等の事業所に勤務し, 給料, 賃金, 報酬その他経常的な収入を得る仕事に就いている者をいいます。自家業・自営業を営んでいる者も含めますが, 家事手伝い, 臨時的な仕事に就いている者は含めません。

## 9 「7」の入学者の「計のうち高等学校卒業以上を入学資格とする課程の入学者数(再掲)」のうち平成31年3月高等学校及び中等教育学校(後期課程)卒業生数(再掲)

「7」の入学者のうち「高等学校卒業以上を入学資格とする課程」に入学した者について, 本年3月に高等学校又は中等教育学校(後期課程)を卒業した者の数を記入します。

課程番号は必ず記入してください。分からない場合は本手引34ページ及び文部科学省のホームページを参照ください。または都道府県統計主管課にお問い合わせください。

7 課程名・課程別生徒数, 入学者数及び卒業生数																					
課程名 (実際に認可を受け又は届出をしている課程の名称を記入する。)	課程番号				課程の昼夜別	男女別	生徒数				計のうち昼の課程の生徒数(再掲)										
	2	0	1	0			修業年限1年未満の課程	修業年限1年以上の課程	計												
英会話	2	0	1	0	8	0	5	男	1	6	6	9	1	2	5	7	9	1			
	2	0	1	0	8	0	5	女	1	3	6	2	0	7	3	4	3	2	0	7	
タイピスト	2	0	2	0	6	0	3	男	1	1				1	1			1	1		
	2	0	2	1	6	0	3	女	2	8	5										
珠算	2	0	3	0	6	9	0	男													
	2	0	3	1	6	9	0	女	1	9											
課程	2	0	4	0				男													
課程	2	0	4	1																	
課程	2	0	5	0																	
課程	2	0	5	1																	
課程	2	0	6	0																	
課程	2	0	6	1																	
課程	2	0	8	0																	
課程	2	0	8	1																	
課程	2	0	9	0																	
課程	2	0	9	1																	
課程	2	1	0	0																	
	2	1	0	1																	
計	2	1	6	0	9	9	9	9	男	1	7	7	9	1	2	6	8	1	0	2	
	2	1	6	1	9	9	9	9	女	4	4	0	2	0	7	6	4	7	5	1	1
	2	1	7	0	9	9	9	9	計	6	1	7	2	9	8	9	1	5	6	1	3



◎ 調査票記入後の確認事項

学校調査票(各種学校)の記入後、調査票欄外の記載事項及び次の事項により、□にレ点を付けるなどして必ず確認してください。

なお、オンライン調査システムにより提出された場合、※印の事項の審査はシステムが自動的に行います。

- 「都道府県番号」, 「学校調査番号」, 「3 設置者別」及び「4 本校分校別」の各欄は、正しい番号が記入されていますか。
- 「7 課程名・課程別生徒数, 入学者数及び卒業生数」欄の「課程名」及び「課程の昼夜別」等の記入は正しいですか。
- 「5」, 「6」, 「7」, 「8」及び「9」の各欄は、内訳と計が一致していますか。 ※
- 設置のある課程について、「生徒数」に「N」もしくは1以上の数字が入っていますか。  
課程として設置のある限り、「生徒数」には「N」もしくは1以上の数字が必ず入ります。
- 各欄の数字は、

--	--	--

の中に1字ずつ、右側につめて正しく記入されていますか。 ※

計のうち高等学校卒業以上を入学資格とする課程の生徒数(再掲)	入 学 者 数 <small>(平成31年4月1日から同年5月1日までに入学した者。入学後5月1日までに退学した者を除く。)</small>		卒 業 者 数  <small>(平成30年度間)</small>
	計	計のうち高等学校卒業以上を入学資格とする課程の入学者数(再掲)	
5 4	2 1 6	2 8	2 0 8
1 0 1	2 3 7	7 1	2 5 1
	1 1		1 3
	2 8 5		2 7 9

「課程の昼夜別」の番号と説明

昼夜別	番号	昼 夜 別 の 説 明
昼 間	1	昼間にのみ授業を行う課程。昼間から夜間にかけて授業を行うが、午後 5 時を境にして、それ以前の授業時数の方が多い場合は、「昼間」に含める。
夜 間	2	夜間にのみ授業を行う課程。昼間から夜間にかけて授業を行う課程で上記(1)に該当しない場合は「夜間」に含める。
その他	3	上記「昼間」又は「夜間」以外で生徒の選択等により昼間でも夜間でも授業を受けられる場合など。

- 平成30年度間(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の卒業生数を課程別に記入します。なお、平成30年度は各種学校であったものが、平成31年4月から専修学校に移行した学校にあっては、「課程名」欄とこの欄のみ記入して提出してください。
- 「入学者」の「計」のうち、「生徒数」の「計」のうち高等学校卒業以上を入学資格とする課程の生徒数(再掲)に対応する課程の入学者数を再掲で記入します。
- 平成31年4月1日から同年5月1日までの間に入学した者の数を課程別に記入します。ただし、入学後5月1日までに退学した者を除きます。
- 当該課程の生徒のうち、入学資格(受験資格)を高等学校卒業以上(学校教育法第90条第1項に規定する大学に入学することのできる者及び大学卒又は短期大学卒等を入学資格とする場合を含む。)と学則等で定められている課程に在籍する生徒数を再掲で記入します。

5 4	2 2 7	2 8	2 2 1
1 0 1	5 2 2	7 1	5 3 0
1 5 5	7 4 9	9 9	7 5 1